

三条市福祉有償運送の対象者基準

1 主旨

福祉有償運送の対象者については、三条市福祉有償運送運営協議会運営指針（以下、「運営指針」という。）の「旅客の範囲」で規定しているが、障がい者・要介護認定者であってもタクシー等公共交通機関の利用可能者も多く存在することから、「タクシー事業者等では提供できない個別のニーズを必要とする者」の具体的な選定基準を以下のとおり定める。

2 対象者の選定基準

運営指針で規定する「旅客の範囲」に該当する者の内、次に該当する者を福祉有償運送の対象者とする。

(1) 意思の疎通が困難な者

車両の乗降は可能なものの、意思伝達能力が低下しており、他人とのコミュニケーションに著しい支障がある場合。（具体的には、音声・言語・聴覚、障がい、認知力・意欲低下、感情のコントロール機能低下による暴力・暴言などの重複により、自分の意思を相手に伝えることが困難と認められる場合などをいう。）

(2) 危険回避の方策を講じる必要がある者

車両の乗降は可能なものの、強いこだわりや独自の意思伝達方法等により、突然、予測できない行動を起こすことがある場合。（具体的には、多動・行動停止、突発的・反復的行動などが頻繁にあるため、移送の際に生じ得る危険（利用者、提供者とも）を回避する必要があると認められる場合などをいう。）

3 対象者の選定について

対象者の選定は、申請者が提出する「利用会員登録申請書（三条市様式第3号の1）」及び別紙「対象者選定細部項目（判定用）」に基づき、三条市福祉有償運送運営協議会事務局及び市専門職員等（精神保健福祉士、保健師、社会福祉士、障害程度区分認定調査員、介護保険認定調査員）で構成する三条市福祉有償運送対象者審査会が行う。